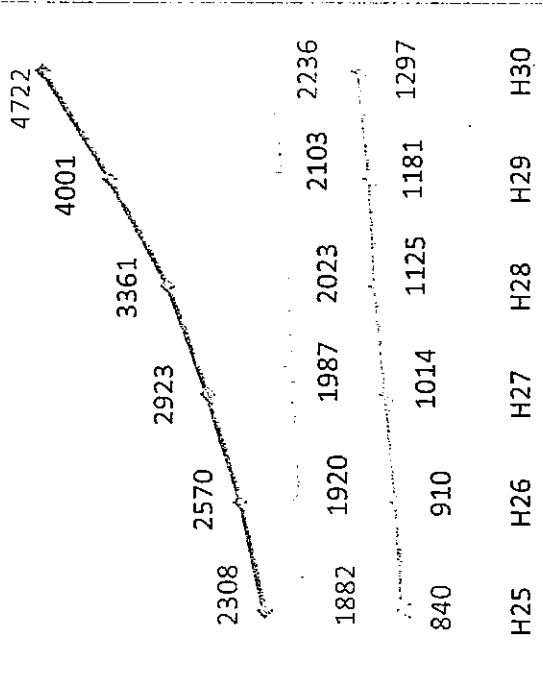


鹿兒島県の特別支援教育(児童生徒数)

5

平成25～30年

特別支援学級 特別支援学校 通級指導教室



特別支援学級
2,414人増

特別支援学校
354人増

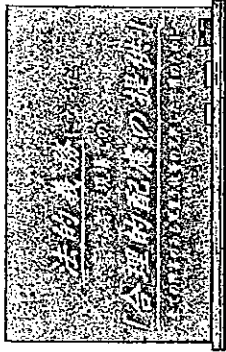
通級指導教室
457人増

義務教育課特別支援教育室資料

障害者差別解消法

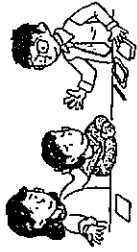
7

平成28年4月施行



キーワード

- 「差別的取扱いの禁止」
- 「合理的配慮」
- 「基礎的環境整備」
- 「合意形成」



平成28年1月
鹿兒島県教育委員会

義務教育課特別支援教育室資料

「合理的配慮」とはどのようなことなのか？

8

職員からの要望・・・

A児のための合理的配慮として、〇〇を購入してほしい。



・ 合理的配慮の提供のために、必ず購入が必要なのか？

・ 基礎的環境整備とはどう異なるのか？

合理的配慮とは

- ① 本人や保護者・介助者から、必要な配慮に関する意思表示をすること
- ② 学校や企業、行政などがどんな配慮ができるか検討し、本人(保護者)と話し合うこと
- ③ どんな場面でどんな配慮ができるか、お互いに合意したうえで実施すること
(均衡を失した又は過度の負担を課さないもの)
- ④ 配慮を実施したあとも、定期的にその内容や程度について見直し・改善をすること

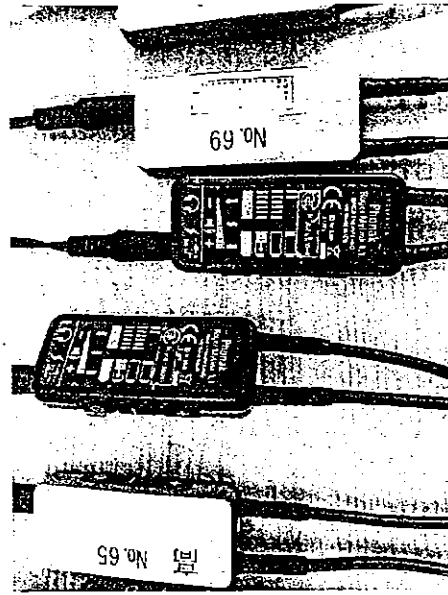
基礎的環境整備とは

鹿児島聾学校(聴覚障害)では・・・

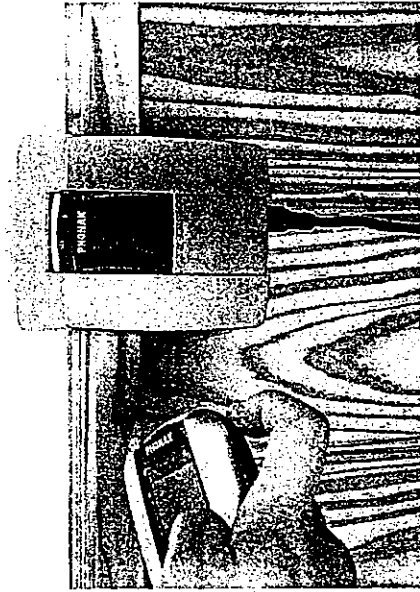
平成27年4月に鹿児島盲学校跡地に新築移転
乳幼児教育相談から、幼・小・中・高等部(専攻科を含む)まで
(0歳から20歳まで)

- 1 集団補聴システム
- 2 信号灯付電子音報知器(シグナルタワー)
- 3 文字情報システム(見える校内放送)

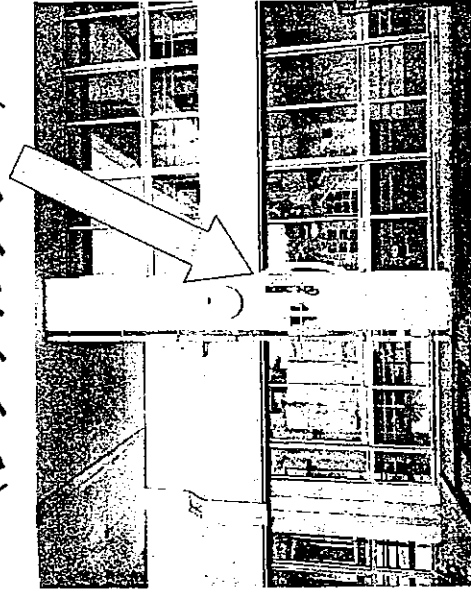
集団補聴システム



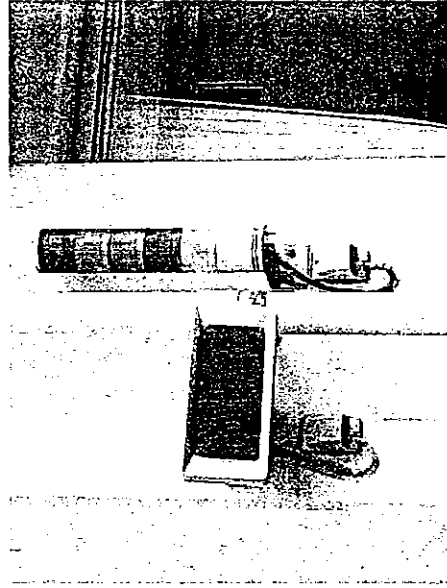
集団補聴システム



信号灯付電子音報知器 (シグナルタワー)



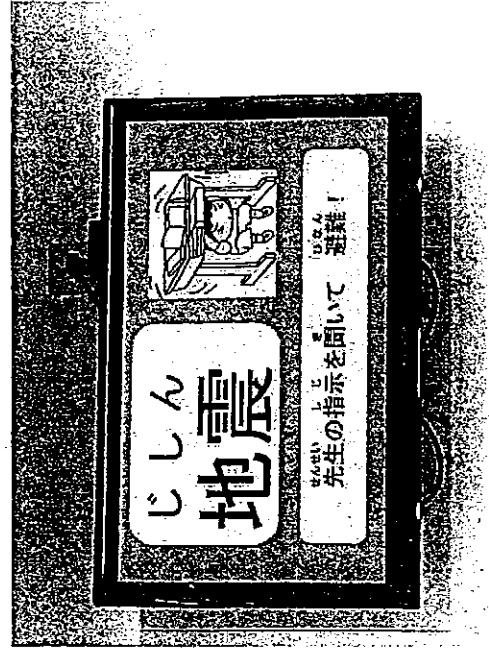
信号灯付電子音報知器
(シグナルタワー)



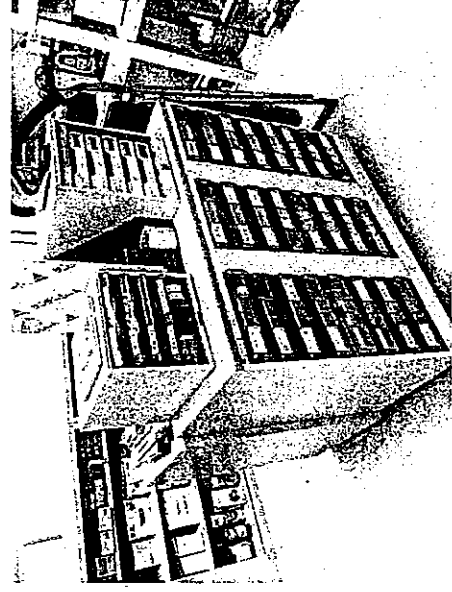
文字情報システム
(見える校内放送)

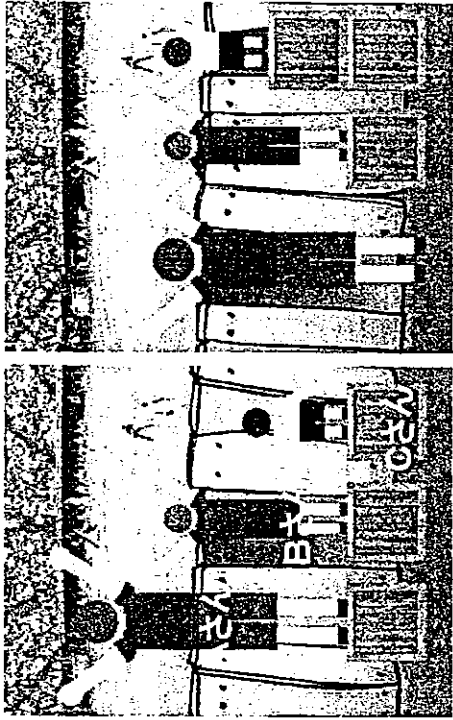


文字情報システム
(見える校内放送)



構造化された器具収納室





配慮：台をつつに使うが、Cさんは野球観戦できない。

合理的配慮：台の配置を工夫すれば、Cさんも野球観戦できる。

Center for Civic ReflectionのHPから

障害特性に応じた合理的配慮の具体例

- 視覚障害** 見えにくさに応じた教材及び情報の提供(聞くことで内容が理解できる説明、拡大コピー、ICTを活用した情報保証等)
- 聴覚障害** 聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供(分かりやすい版書等)、聴覚的な情報・環境の提供(座席の位置、話者の音量調整等)
- 知的障害** 知的発達の違いに応じた分かりやすい指示や教材・教具の提供(文字の拡大や読み仮名の付加、動作化や視覚化の活用、話し手の工夫等)
- 肢体不自由** 上肢の機能に応じた教材や機器の提供(書き能力に応じたプリント等)、コミュニケーション支援機器の活用(文字盤、音声出力機器等)
- 病弱** 実体験の不足を補う指導(友達との手紙やメールの交換、テレビ会議システム等を活用したリアルタイムのコミュニケーション等) 体調の変化へ迅速に対応するための設備、体制

文部科学省資料

障害特性に応じた合理的配慮の具体例

- 言語障害** 発音が不明瞭な場合の代替手段によるコミュニケーション支援(筆談、ICT機器の活用等)
- 情緒障害** 場面により言語表現できない場合の緊張や不安を緩和させるような配慮
- 自閉症 (ASD)** 自閉症の特性を考慮した視覚を活用した情報の提供(写真や図画、模型、実物の活用等)、扱いやすい道具の用意、補助具の効果的活用
- 学習障害 (LD)** 苦手なことを別の方法で代替する、他の能力で補完する等に関する指導(パソコン、デジタルカメラ等の使用、口頭試問による評価等)
- 注意欠陥多動性障害(ADHD)** 聞き逃しや見逃し、紛失等が多い場合の伝達情報の整理(掲示物の整理整頓・精選、目を合わせての指示、メモ等の視覚情報の活用等)

文部科学省資料

インクルーシブ教育システム構築支援データベース

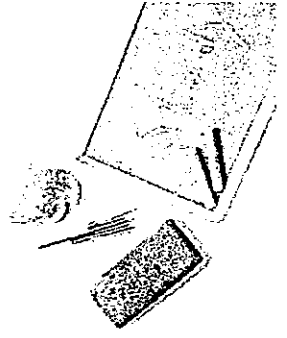
トップページ

◎本サイトについて

本サイトには、大きく2つのコンテンツがあります。

「合理的配慮」実践事例データベース」は、文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築モデル構築」において取りまとめられている実践事例について検索するシステム(データベース)です。

「実践事例」では、インクルーシブ教育システム構築に関連する様々な情報を掲載しています。



文部科学省資料

- ① 口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
又はホワイトボード等を用いる。
- ② 段差があるところを、車いす利用者が通り
たい場合に、キャスター上げ等の補助をする。

鹿児島県教育委員会における
障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領

まとめ

合理的配慮は、

障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセスIBILITYの向上等の環境整備を基礎として個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施

過重な負担については、法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、実現可能性の程度、費用・負担の程度を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断

鹿児島県教育委員会における
障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領

- ・ 合理的配慮は時間の経過につれ変化
- ・ 配慮の提供をした後の検証も忘れずに確認
- ・ 共生社会の一員として、気付いて対応

ご清聴ありがとうございました。

